

広報しろさと

お知らせ版

I N F O R M A T I O N

城里町役場 〒311-4391 東茨城郡城里町石塚1428-25

☎029-288-3111(代) FAX029-288-3113

桂支所 ☎029-289-2211

七会町民センター ☎0296-88-3111

編集・発行/まちづくり戦略課 5月16日発行 No.206

5 月号
令和4年
2022



4/24 新緑の中で、ピザ焼き体験

ふれあいの里 イベントホール

多くのキャンパーで賑わう「城里町総合野外活動センターふれあいの里」では、トマトやアスパラガスなど、町内で生産された旬の食材を使ったピザ焼きが体験できます。

本紙に掲載されている催し物等については、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、延期や中止になる場合があります。開催に関する問合せは、各問合せ先までお問い合わせください。

6月1日～7日は「水道週間」です



今年のスローガン「大切な水と一緒に暮らす日々」

■水道週間とは 水道事業に対する利用者の理解と関心を高めてもらうため、厚生労働省が定めたものです。

■水道に関する手続き 水道使用を開始・中止するときや所有者・使用者を変更するときには、手続きが必要です。

申請窓口 城里町上下水道お客様センター
(城里町役場 本庁舎1階)

受付時間 平 日：午前8時30分～午後5時15分
土曜日：午前8時30分～正午

※いずれも祝日、年末年始を除く

受付業務

○使用開始・中止の手続き 電話で手続きが可能です。

固定電話から ☎0120-463-108

携帯電話から ☎029-255-7501

○名義変更の手続き 窓口で手続きが必要です(電話による手続きは不可)。なお、水道課、桂支所、七会町民センターでも受け付けています。

■水道料金の支払い

現金納付…次の窓口で支払いが可能です。

城里町上下水道お客様センター・水道課・会計課・桂支所・七会町民センター・納付書の裏面に記載された取扱金融機関およびコンビニエンスストア

スマホ決済…次の決済アプリで支払いが可能です。

PayPay・LINE Pay

※バーコードは納付書に印字されています。

口座振替…ご指定の金融機関の預金口座から自動的に水道料金を支払うことができます。通帳および届出印を持参し、次の金融機関でお申し込みください。

口座振替取扱金融機関

常陽銀行／筑波銀行／水戸農業協同組合／常陸農業協同組合／ゆうちょ銀行／中央労働金庫／水戸信用金庫

■水道に関する工事の申し込みについて

次のような給水装置の工事は、町指定の給水装置工事業業者で行うよう、町の条例で定められています。指定事業者以外の事業者による水道工事は違反となり、条例により過料が科せられます。ご注意ください。

新設…新築にともない、新しく水道をひくとき

改造…水栓の増設・位置の変更、給水管の種類や口径の変更など、既存の給水装置を変更するとき

修繕…漏水修理や器具の交換などをするとき

撤去…水道の設備を撤去するとき

※町指定給水装置工事業業者の一覧表は、水道課窓口または町ホームページでご確認ください。

■水道メーターの検針について

水道メーターの検針は、委託会社の従業員が制服を着用のうえ、従業員証および水道課が発行した証明書を持参して行きます。検針をスムーズに行うため、次のことについてご協力をお願いします。

○メーターボックスの上に物を置かない。

○メーターボックスの中は、きれいにしておく。

○犬は出入口やメーターボックスから離しておく。

問合せ 水道課 ☎029-288-3114(直通)

学生の通学費を助成します



町では、公共交通機関を利用して通学する児童・生徒・学生の保護者などに、路線バス年間定期券または鉄道6か月定期券の購入費用の約3割を助成します。

助成対象者

○路線バス年間定期券を購入した小学生・中学生・高校生・大学生などの保護者

○鉄道6か月定期券を購入した高校生の保護者

申請方法 「申請書兼請求書」に領収書および住民票謄本、購入した定期券の写しを添えて、教育委員会事務局まで直接持参または郵送で提出してください。

※土日祝日はコミュニティセンター城里事務室で受付

申請書兼請求書設置場所 教育委員会事務局、役場本庁舎まちづくり戦略課、桂支所、七会町民センター

※教育委員会のホームページからダウンロード可能

申請期間

○路線バス年間定期券・鉄道6か月定期券(前期)を購入した方は、6月30日(木)まで

○鉄道6か月定期券(後期)を購入した方は、10月3日(月)～10月31日(月)

問合せ

教育委員会事務局 ☎029-288-7010

まちづくり戦略課 ☎029-288-3111(内線227)

エアロビクス教室 参加者募集のご案内



日時 6月13日(月)～翌年3月の間で全36回
月曜日/月3～4回 午後7時30分～8時30分

場所 常北保健福祉センター 2階 研修室

対象者 ・町内在住で今年度40歳以上の方
・医師による運動制限がない方
・体力に自信のある方
・全日程参加できる方

定員 先着15名

講師 佐藤 雅美 先生

持参するもの 汗拭きタオル、飲み物、室内用運動靴、外履きを入れる袋

申込方法 5月30日(月)午後6時30分～7時30分に申込先窓口にて直接お申し込みください。

※電話や代理人による申し込み、町が主催するほかの運動教室に参加している方は、申し込みできません。

申込先・問合せ

健康保険課 健康増進グループ

(常北保健福祉センター内) ☎029-240-6550

業務用はかりの定期検査を実施します



取引または証明を目的に使用するはかりは、2年に1回定期検査を受けなければなりません。町では、次の日程ではかりの定期検査を実施します。最寄りの会場で必ず受検してください。なお、はかりの所在場所に計量士が出向く、巡回検査の制度もあります。ご希望の方はご相談ください(費用別途)。

検査会場・日時

■常北地区会場：コミュニティセンター城里

6月22日(水) 午前10時30分～正午
午後1時～3時

■桂地区会場：桂公民館

6月23日(木) 午前10時30分～正午

■七会地区会場：七会町民センター

6月23日(木) 午後1時30分～3時

持参するもの

①印鑑 ②手数料(1台あたり520円～3,000円程度)

③受検通知ハガキ(初回は不要)

④はかり(分銅・おもりも必ず持参すること)

検査対象となるはかり

ア 各種商店(露店・行商を含む)で商取引に使用するはかり

イ 薬局、病院の調剤用はかり

ウ 農産物の出荷(米の庭先取引も対象)のために使用するはかり

エ 事業所の受入、出荷の取引用はかり、内容量および品質表示のために使用するはかり

オ 運送(宅配便)会社の小荷物の運賃算出に使用するはかり(コンビニ、商店などの取次店も含む)

カ 貴金属商、釣り堀などで使用するはかり

キ 保健所、病院、学校、幼稚園、保育所で健康診断や身体検査に使用するはかり

ク 法令などにより、公共機関への報告または統計などを目的として使用するはかり

定期検査が免除されるはかり

新規に購入したはかり、または計量士による検査(代検査)を受けたはかりで、定期検査の実施日においてははかりに刻印された検定年月から1年以内のもの

※家庭用のはかりは、取引・証明に使用できません。

また、この検査の対象外です。

問合せ

茨城県計量検定所 指導課 ☎029-221-2763

(一社)茨城県計量協会 ☎029-225-7973

まちづくり戦略課 ☎029-288-3111(内線225)

市民後見人養成講座 事前説明会のご案内



8月～10月に開催する市民後見人養成講座の、事前説明会を行います。市民後見人養成講座に参加希望の方は、本説明会への参加が必須となります。

日 時 7月6日(水) 午後1時30分～4時30分

場 所 水戸市福祉ボランティア会館 大研修室

対象者 次の①～④をすべて満たす方

①受講申込時の年齢が20歳以上で、水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村に在住の方

②市民後見人養成講座を全日程(11回)受講できる方

③地域の福祉に貢献したいとお考えの方

④普通自動車運転免許を有する方

定 員 20名

参加費 無料

申込方法 長寿応援課の窓口または水戸市社会福祉協議会のホームページから申込書入手し、必要事項を記入のうえ、申込先まで郵送またはFAXでお申し込みください。

申込期間 6月15日(水)～30日(木)

申込先・問合せ

社会福祉法人 水戸市社会福祉協議会

権利擁護サポートセンター

(〒311-4141 水戸市赤塚1-1)

☎029-309-5001 ㊚029-309-5525

消費税のインボイス制度 説明会開催のお知らせ



事業者の方を対象に、令和5年10月から開始される消費税のインボイス制度について説明会を開催いたします。詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。

問合せ 水戸税務署 ☎029-231-4203

[インボイス制度の説明会に関する情報](#) **検索**

入札結果(4月分)

価格は全て税抜き、最低制限価格は一般競争入札のみに設定するものです。詳しくは城里町ホームページ内「入札・契約情報」をご覧ください。

工 事 名 等	場 所	落 札 者	予 定 価 格	落 札 価 格
			最低制限価格	
令和4年度 環境センター ばい煙・ダイオキシン類測定業務	下古内地内	(株)環境測定 サービス	2,370,000円 -	2,300,000円
令和3年度 道維第85号 町道8-0510号線 道路排水整備工事	北方地内	(株)桐原工務店	23,500,000円 20,630,000円	23,300,000円
令和3年度 旧環境センター跡地造成工事	下古内地内	(有)大竹建設工業	6,930,000円 6,200,000円	6,830,000円

問合せ 財務課 ☎029-288-3111(内線235) <https://www.town.shirosato.lg.jp/page/dir000036.html>

<https://www.town.shirosato.lg.jp>

売上が減少した事業者へ 一時金を支給します



茨城県では、1月～3月のまん延防止等重点措置にともない、営業時間短縮要請および外出自粛要請の影響を受け、主な事業の売上が大きく減少した中小企業と個人事業者に対して、一時金を支給します。

対象者 年間売上の50%以上を占める主な事業が営業時間短縮要請や外出自粛要請により影響を受け、1月～3月のいずれかの月の売上が、2019年～2021年の同月比で30%以上減少した、次のいずれかに該当する県内事業者。

①営業時間短縮要請に協力した飲食店などの事業者との年間取引金額が全体の50%以上を占める事業者

②外出自粛要請により直接的な影響を受けた、主に対面で個人向けに商品やサービスを提供する事業者(営業時間短縮要請などを受けた飲食店は対象外)

支給額 1事業者あたり20～500万円

※基準年の年間売上高(税抜)に応じて算定

申請期限 6月30日(木)

申請方法 「いばらき電子申請・届出サービス」での電子申請を利用するか、簡易書留などの追跡可能な方法による書面申請で申請してください。詳しくは問合せ先までお問い合わせください。

問合せ 茨城県事業者支援一時金電話相談窓口

☎029-301-5558

※平日、午前9時～午後5時

農耕車両で道路を走行する前に 土や泥を落としましょう



道路に落ちた土や泥は、歩行者や自動車にとって事故の原因になることがあります。農耕車両に付いた土や泥を落としてから公道へ出るようお願いします。

問合せ 農業委員会事務局

☎029-288-3111(内線242)

国民年金だより 163

国民年金保険料の追納制度について

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除※)や納付猶予、学生納付特例を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べて老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金を増額させるため、免除などを受けた10年以内であれば、保険料をさかのぼって納める(追納する)ことができます。ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。
※障害年金を受けている期間や、生活保護の生活扶助を受けている期間などは、本人からの届出により、国民年金保険料が全額免除されます。

<追納に関する注意事項>

- ①一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合、追納はできません。
- ②老齢基礎年金を受けている方は追納できません。
- ③追納は、免除などを受けた期間のうち、原則、古い期間の保険料から納めることになります。
- ④追納を希望する場合、申し込みが必要です。

問合せ

健康保険課

☎029-288-3111(内線607)

水戸南年金事務所

☎029-227-3278

6月1日は「人権擁護委員の日」



人権擁護委員は、皆さんからの人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしています。無料の人権相談所を次のとおり開設しますので、インターネット上の人権侵害や新型コロナウイルスに関連した差別など、人権に関する問題でお困りの方は、ぜひご相談ください。

日 時	場 所
6月15日(水)	桂公民館
8月17日(水)	七会町民センター 城里町役場
10月19日(水)	
12月21日(水)	桂公民館
2月15日(水)	城里町役場

問合せ 福祉こども課 ☎029-288-3111(内線133)

消費生活だより 126

ネット広告を見て不用品回収依頼 思わぬ高額請求にご注意!

<事例>

インターネットで「1.5トントラックに積み放題で39,800円」という広告を見て、不用品回収を依頼した。作業当日、不用品をトラックへ積み終えた後に、業者から契約書へのサインを求められ、金額を確認すると65万円だった。運び出してもらわなければ困るためやむを得ずサインしたが、作業前に金額についての説明は受けておらず、支払いたくない。

(70歳代、男性)

<ひとこと助言>

- ①請求される金額は、ネット広告やチラシに記載された料金とは限りません。依頼する際は、事前に複数の業者から見積書を取り、料金や作業内容を比較検討しましょう。作業開始前に、支払う見込み額を確認することが大切です。
- ②不用品の回収・運搬業は、市町村による「一般廃棄物処理業」の許可が必要です。業者について担当部署に問い合わせをすると良いでしょう。
- ③作業時は、家族や周囲の人に立ち会ってもらいましょう。また、クーリング・オフができる場合があります。困ったときはすぐに消費者ホットライン(☎188)などに相談してください。

※消費生活センターの出前講座をご希望の団体等は、下記までご連絡ください。費用は無料です。

◇◆◇ 心配なことがありましたら、
ひとりで悩まず、ご相談ください ◆◆◇

城里町消費生活センター

(城里町役場本庁舎 2階 まちづくり戦略課内)

☎029-288-3111(内線226)

相談日:月・水・金曜日 午前9時～午後4時

まごころ

社協善意銀行

- ▷杉山 繁 様
地域福祉向上のため 30,000円
- ▷匿名
地域福祉向上のため 30,000円
- ▷福寿第一高年者クラブ 様
地域福祉向上のため 2,132円
- ▷布遊び 様
地域福祉向上のため 1,669円
- ▷有限会社 城北工機 様 使用済み切手 1,872枚